



今こそ皆で
考えよう!

過半数代表者は「働く者の立場」の代表者です! 客観的にみて、法令の趣旨に基づき選出されていますか?

「OMIYA NEWS No.124」でも発信していますが、2019年の法改正で過半数代表者の選出要件として「**使用者の意向に基づき選出された者でないこと**」が明記されました(労働基準法施行規則第6条の2)。客観的に見て、コンプライアンスの観点からも、使用者の意向が反映されてはいけません!!

◆ACCESS インタビュー

「社友会とは様々な場面での意見交換を通じて、経営のパートナーとして育成していく」



◆大地申第 19 号

「安全・安定輸送に欠かせないチームワークを乱し、組合の誹謗中傷と過半数代表者選挙結果への介入によるコンプライアンス違反の是正を求める緊急申し入れ」 交渉より(※川越車両センターの過半数代表者選出で発生した不当労働行為と現場長による投票の秘密を侵害された事象について団体交渉を行いました)

研修の復命として呼ばれ、

超勤で社友会の候補者に入れなかった社員に現場長が聞き取り!!

「なぜ聞いたのか?」の理由として…

(交渉回答)

「**会社の考えを正しく理解していないのではないか**」

「話をする中で、**社友会の人に入れてはいないのではないか**」と思い聞いた。

と現場長による勤務時間中の不適切なやりとりがあったことが発覚し、

首都圏本部は「不適切な対応」と現場長を厳しく指導しています。

◆職場の管理・監督者する立場の人が 特定の候補者へ投票を促すこと。



◆使用者の意向にもとづき 特定の候補者を選出すること。



◆自らの意思と言われ、 渋々立候補していませんか?

しかし…社友会の育成って、
会社の意向を通すことなの!?

過半数代表者選挙は、職場で働く者の代表者を選出する選挙です。過半数代表者が、会社の意向に基づき選出されれば会社にもものが言えなくなる可能性があるため、**会社の意向が反映されないよう労働基準法規則に追記**されました。つまり、過半数代表者選挙に**使用者の意向で選出**がされれば、それは「**労働基準法規則違反**」であり、**無効**になる可能性があります。

労働基準監督署に確認しました!

明らかに経営者の意向・関与していることがあればそれは違反であるとの回答でした。

会社の意向ではなく、労働者の意志で代表者を選ぼう!